

令和元年三重県議会定例会

防災県土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

1 「令和元年版成果レポート（案）」について·····	1
2 「三重県防災・減災対策行動計画」実績レポートについて···	16
3 三重県防災対策推進条例の改正について·····	21
4 南海トラフ地震臨時情報への対応について·····	23
5 審議会等の審議状況について·····	27

【別冊】

別冊1：「三重県防災・減災対策行動計画」実績レポート<令和元年版>

令和元年6月19日
防災対策部

1 「令和元年版成果レポート（案）」について

第二次行動計画

施策 111 災害から地域を守る人づくり

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

施策111

災害から地域を守る人づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

令和元年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起ころ」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値は達成できませんでしたが、活動指標の「みえ防災人材バンク」登録者の活動と、学校における家庭や地域と連携した防災取組が進み、防災人材の地域での活躍が着実に進んでいる状況をふまえ、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合		50.5%	54.0%	57.0%		60.0%
	47.4%	49.4%	48.2%	47.7%	0.84	

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）
令和元年度目標値の考え方	東日本大震災を契機に高まった県民の防災意識が、年々低下する傾向にある中、自ら主体的に防災活動に参加する県民の割合を毎年3%程度高め、最終年度に60%以上とすることを目標に設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
11101 防災人材の育成・活用（防災対策部）	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数（創19）		150件	200件	250件	300件
		91件	158件	271件	271件	1.00

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 目標値 実績値
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
11102 学校における防災教育の推進（教育委員会）	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		90.0%	93.5%	97.0%	0.95
		88.3%	90.3%	92.1%	92.4%	
11103 災害ボランティアの活動環境の充実（環境生活部）	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数（累計）		9団体	10団体	11団体	0.00
		8団体	9団体	10団体	10団体	

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額等	81	68	57	64	56
概算人件費		265	210	196	
(配置人員)		(29人)	(23人)	(22人)	

平成 30 年度の取組概要と成果、残された課題

- ①みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター*を 46 名育成するとともに、みえ防災塾の修了生なども含め、みえ防災人材バンクへ 169 名登録し、合計で 404 名の登録となりました。また、医療・看護、保健・福祉・介護分野等で活躍する人材を対象とした専門職防災研修のほか、市町職員向け研修、自主防災組織リーダー研修などを開催し、地域で活躍する防災人材の育成に取り組みました。市町の防災担当職員に対しては、防災課題に関する研究会を開催するとともに、津地方気象台とも連携して、避難勧告等の発令のタイミングなどを学ぶ気象防災ワークショップを開催し、市町の防災力向上に努めました。今後も防災人材の育成を図るとともに、こうした人材の地域での活動を促進する必要があります。
(創 19)
- ②みえ防災・減災センターや津地方気象台と連携して、防災講演会やみえ風水害対策の日シンポジウム（9月23日）、みえ地震対策シンポジウム（12月2日）等を開催し、県民の防災意識の啓発に努めました。令和元年は伊勢湾台風から60周年、昭和東南海地震から75周年の節目を迎えることから、過去の教訓を振り返り、次世代へ継承と県民の防災意識の醸成を図る必要があります。
- ③一人ひとりの津波避難計画「Myまっぷラン」や「避難所運営マニュアル」作成などの住民主体の防災対策について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局、県防災技術指導員による支援やみえ防災人材バンクの登録者の協力を得ることで、県内各地での取組が進みました。これらの取組がさらに広がるよう、地域の課題に応じた支援を進める必要があります。
- ④みえ防災・減災センターの「みえ企業等防災ネットワーク*」と連携して、企業等のBCP*作成や防災人材の育成など企業防災の取組を支援するとともに、四日市コンビナート企業の強靭化に向けて、雇用経済部と連携し、BCPの作成などソフト面での取組を働きかけました。また、みえ防災・減災センターの企業防災アドバイザーによる相談も実施しました。地域、企業等との連携を深め、職場における防災活動を推進することで、地域の防災力向上を図るとともに、災害発生後の迅速で的確な復旧、復興のため、引き続き、企業防災の取組を進める必要があります。

- ⑤昭和東南海地震などの体験談をみえ防災・減災アーカイブに追加収集し、各種イベント等でPRを行うとともに、平成31年1月に児童館で防災紙芝居等を利用して防災減災フェアを開催し、子どもへの防災意識の啓発に取り組みました。引き続き、みえ防災・減災アーカイブの利活用の促進などを図り、「防災の日常化」に向けて取組を進める必要があります。
- ⑥防災・減災対策の中で進捗に課題が見られる「共助」の取組の活性化を図るため、県、市町、みえ防災・減災センターが連携して「避難行動要支援者の支援体制の構築」や「消防団、自主防災組織の取組の活性化」等をテーマに「地域防災課題解決プロジェクト」の取組を進めました。引き続き、プロジェクトにおける検討を進め、課題解決のための手法を構築する必要があります。
- ⑦学校における防災教育の効果を高めるため、防災ノートを新入生等に配付するとともに、外国人児童生徒に外国語版（5か国語）を配付しました。また、防災ノートの家庭持ち帰り用教材として作成したワークシートを、児童生徒が実際に家庭に持ち帰った学校の割合は89.5%と年々増加しています。引き続き、児童生徒が防災ノートで学んだ内容の理解を深め、それを家庭での防災対策につなげるため、家庭における防災ノートの活用を、一層進める必要があります。
- ⑧教職員を対象とした防災に関する研修については、防災教育の内容を盛り込んだ初任者、6年次、中堅教諭、新任管理職の基本研修のほか、学校防災リーダー等教職員研修を4回（7～8月）実施しました。また、平成30年度はみえ防災・減災センターだけでなく、津地方気象台とも連携し、体験型防災学習の実践研修を5回（10月）実施しました。加えて、学校の要請に応じて職員を派遣し、学校が実施する体験型防災学習や防災訓練等における、家庭や地域と連携した取組を支援しており、平成30年度は前年度に比べて59校増加し、延べ206校が本支援制度を活用しました。引き続き、防災学習教材の活用や教職員の防災に関する知識の向上等に取り組み、防災教育の一層の推進を図る必要があります。
- ⑨県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、37名が8月に、東日本大震災の被災地を訪問しボランティア活動や交流学習に取り組みました。また、訪問後は参加した中高生が在籍する学校や地域で開催された訓練・イベント等で、取組成果を発表・報告しました。さらに、平成31年2月に開催した「中高生防災サミット」では、過去に本事業に参加した大学生や高校生が企画・運営を行うなど、これまでの参加者が継続して防災活動に携わる機会を設けました。今後も、被災地で得られた学びや経験を、県内の防災教育・防災対策のさらなる推進につなげていく必要があります。
- ⑩市町等教育委員会や県立学校を職員が訪問するなどにより、学校の危機管理マニュアルの改訂や避難所運営にかかる訓練等について指導・助言を行いました。さらに、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備えるためには、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、被災した学校の早期再開を支援し、学校教育を速やかに復旧させる必要があります。
- ⑪平成30年7月豪雨による被災地支援のため、NPO等と「みえ災害ボランティア支援センター」を設置し、広島県呉市へのボランティアバスの運行や寄附金等の支援を募ったところ、延べ273名の参加者と3,591,949円の寄附金を得られました。また、大規模災害発生時に県内外からのボランティアを円滑に受け入れられるよう、関係者が情報共有、連絡調整する「協働プラットフォーム」を構築するための研修会を開催しました。引き続き、NPO等と連携してボランティア等を受け入れる体制の実効性を高めていく必要があります。

- ・県民指標については、平成 27 年度実績値からは上回っているものの、平成 29 年度と比べ 0.5 ポイント低く、また目標達成状況は 0.84 となり、目標を達成できませんでした。
これは、地域や職場での防災活動への参加状況について、20 歳代の地域での参加が少ないとあわせて、平成 29 年度と比較して全体では、地域の活動に参加した県民の割合が 1.2 ポイント下がったこと、年代別では、60 歳代の参加が 5.3 ポイント、70 歳代の参加が 3.5 ポイント落ち込んだことが主な要因と考えられます。
このため、伊勢湾台風 60 周年、昭和東南海地震 75 周年の節目にあわせて、災害への備えの大切さなどを次世代に継承するとともに、県民の防災意識の醸成を図るため、自治体災害対策全国会議やシンポジウム、啓発イベント等を「みえ防災・減災センター」と連携して開催するとともに、防災人材の活動を通じて、地域の防災活動の取組支援を積極的に実施し、若者、高齢者を含む多くの人が防災活動に参加できる機会を増やす必要があります。

令和元年度の取組方向 【防災対策部 副部長 野呂 幸利 電話：059-224-2181】

- ①防災人材の育成・活用について、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーターの育成やみえ防災塾の運営、みえ防災人材バンクへの登録を進めるとともに、地域や住民による自主的な防災活動に対して、登録人材の派遣等の支援を行います。引き続き、みえ防災・減災センターに気象台や市町からの職員の派遣を受け、みえ防災・減災センターのハブ機能、シンクタンク機能の充実を図ります。
(創 19)
- ②伊勢湾台風 60 周年、昭和東南海地震 75 周年の節目にあわせて、過去の災害の教訓を振り返り、次世代への継承と県民の防災意識の醸成を図るため、地域の児童・生徒の参画も得ながらシンポジウムや啓発イベント等を実施するとともに、自治体災害対策全国会議を県内で開催します。また、近年発生した災害の教訓をふまえ、三重県防災対策推進条例の見直しを行います。
- ③住民が主体となった防災対策の推進に向けて、一人ひとりの津波避難計画「Myまっぷラン」や「避難所運営マニュアル」などを活用し、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、地域の取組を支援するとともに、各地域において避難所開設訓練や HUG (避難所運営ゲーム) 等を実施することで、取組の推進を図ります。
- ④企業の防災力向上に向けて、みえ防災・減災センターの企業防災に関するアドバイザー機能の発揮や「みえ企業等防災ネットワーク」による企業間の連携促進、企業内研修の支援のほか、企業の BCP 作成や防災人材の育成を支援します。
- ⑤みえ防災・減災アーカイブや防災紙芝居を活用した防災・減災に関する啓発を促進するため、引き続き児童館などと連携し、次代を担う子どもたちに対する取組を進めます。
- ⑥「地域防災課題解決プロジェクト」の取組として、地域での「共助」の活性化に向けた効果的な課題解決手法の検討を行い、市町向けの手引書を作成することで、地域での防災・減災対策の実践につなげます。
- ⑦学校での防災学習をより効果的に実施するため、防災ノートなど防災学習教材の活用を一層進めます。また、学校での防災学習を家庭での防災対策につなげるため、家庭における防災ノートの活用を促進します。
- ⑧家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、みえ防災・減災センターと連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行い、学校における防災教育を推進します。

- ⑨県内の中高生が、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献できるよう、東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学習等の防災教育に取り組みます。また、参加した中高生が被災地での活動内容等を発表・報告する機会を設け、東日本大震災の教訓を県内で伝え、防災教育・防災対策につなげる取組を進めます。
- ⑩災害時の学校運営（避難所の開設・運営や学校の早期再開、児童生徒の心のケア等）に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、災害時における学校教育の復旧を支援するための仕組みづくりを進めます。
- ⑪大規模災害発生時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、「協働プラットフォーム」構築のための実践的な訓練等を通じ、市町・社会福祉協議会・N P O等と連携して受援体制を整備していきます。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

* 「創 番号」のついた項目は、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な取組方向のめざす姿の達成に資する主な取組であり、検証レポートにも記載しています。

施策 112

防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

令和元年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 ＊	B (ある程度進んだ)	判断理由
		県民指標について、年度目標には及びませんでしたが、昨年度と比べ、実績値は上昇していること、また、活動指標については、ほぼ目標を達成したことから「ある程度進んだ」と判断しました。

【＊進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標		27年度 目標項目 現状値	28年度 目標値 実績値	29年度 目標値 実績値	30年度 目標値 実績値	令和元年度 目標達成 状況 0.97	令和元年度 目標値 実績値
「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると感じる県民の割合		87.4%	85.8%	86.1%	86.5%		90.0%

目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方

目標項目の説明	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）
令和元年度目標値の考え方	県民の防災対策への関心が年々薄れていくことが懸念されている中、「公助」で取り組む防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を毎年高め、最終年度にはその割合を90%以上とすることを目標に設定しました。

活動指標 基本事業	目標項目	27年度 現状値	28年度 目標値 実績値	29年度 目標値 実績値	30年度 目標値 実績値	令和元年度 目標達成 状況	令和元年度 目標値 実績値
11201 防災・減災対策の推進（防災対策部）	「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画における主要な行動項目の進捗率		100%	100%	100%	未確定	100%
		92.6%	94.1%	95.0%	集計中		

基本事業	目標項目	27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度 目標値 実績値
		現状値	目標値 実績値	現状値	目標値 実績値	現状値	目標値 実績値	現状値	目標達成 状況	
11202 災害対策活動体制の充実・強化（防災対策部）	県・市町・防災関係機関が連携した実動訓練および県災害対策本部等が主催する図上訓練の回数		11回	12回	13回			1.00	13回	
		10回	13回	13回	14回					
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化（防災対策部）	「防災みえ.jp」から防災情報等を入手している県民の割合		19.5%	23.0%	26.5%			0.96	30.0%	
		16.0%	16.4%	17.2%	25.4%					
11204 災害医療体制の整備（医療保健部）	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT*)数		21	22	23			1.00	24	
		21	21	26	35					
11205 安全な建築物の確保（県土整備部）	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率		42.9%	66.7%	83.3%			1.00	100%	
		28.6%	50.0%	66.7%	83.3%					
11206 教育施設の防災対策（教育委員会）	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	県立学校	83棟	県立学校	65棟	県立学校	39棟		県立学校	0棟
		市町立学校	29棟	市町立学校	25棟	市町立学校	11棟		市町立学校	8棟
		私立学校	4棟	私立学校	3棟	私立学校	2棟		私立学校	2棟
		県立学校	83棟	県立学校	82棟	県立学校	63棟	県立学校	39棟	県立学校 1.00
		市町立学校	42棟	市町立学校	27棟	市町立学校	13棟	市町立学校	11棟(進捗)	市町立学校 1.00
		私立学校	8棟	私立学校	5棟	私立学校	3棟	私立学校	3棟	私立学校 0.00
11207 緊急輸送道路*の機能確保（県土整備部）	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合		95.2%	95.6%	96.0%			1.00	96.5%	
			94.8%	95.0%	96.0%					
11208 消防救急体制の充実・強化（防災対策部）	消防団員の条例定数充足率		95.5%	95.6%	95.7%				96.0%	
			95.3%	94.3%	94.2%					
11209 高圧ガス等の保安の確保（防災対策部）	高圧ガス等施設における事故発生防止率		100%	100%	100%				100%	
			99.5%	99.3%	99.5%					

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額等	7,723	10,184	7,994	7,902	20,039
概算人件費		986	1,104	1,159	
(配置人員)		(108 人)	(121 人)	(130 人)	

平成 30 年度の取組概要と成果、残された課題

【防災・減災対策の推進】

- ①「三重県防災・減災対策行動計画」に基づく防災・減災対策の取組を進めました。また、本計画において共助の課題として取り上げた避難行動要支援者対策や地区防災計画の策定等について、全市町を訪問しヒアリングした結果を「市町防災カルテ」として取りまとめました。今後も、本計画に基づき着実に取組の推進を図るとともに、市町防災カルテを活用し、市町の防災・減災対策を支援していく必要があります。
- ②県の業務の継続体制を定めた「三重県業務継続計画（三重県BCP*）」について、各部局における検証と見直しを行うとともに、市町の業務継続計画の策定を支援しました。今後、計画未策定の 3 市町に対して、先進事例の提供や策定に向けた研修等の実施により、計画策定を促進する必要があります。
- ③国立研究開発法人海洋研究開発機構が開発・整備した、南海トラフ地震を海底で即時検知するための DONET* を活用して、伊勢志摩地域において、津波予測・伝達システムの運用を行いました。また、県南部地域 7 市町にかかる津波被害想定データの作成を完了し、伊勢志摩を含む県南部地域 9 市町に津波予測情報等を提供するため、気象業務法に基づく津波予報業務許可申請を進めました。今後は、伊勢湾岸地域へ導入を進める必要があります。
- ④避難所の総合的な整備や要配慮者の避難対策など市町の防災・減災対策に対して、地域減災力強化推進補助金により支援しました。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、桑名市や木曽岬町の津波避難対策を支援しました。今後は、「三重県防災・減災対策行動計画」の行動項目や、県内での台風被害、平成 30 年 7 月豪雨など全国各地で頻発する災害で明らかとなった課題などをふまえ、市町の防災・減災対策を促進する必要があります。

【災害対策活動体制の充実・強化】

- ①災害対策活動体制の充実・強化について、「三重県広域受援計画」の検証を目的とした活動実験および総合図上訓練を実施しました。また、平成 30 年 11 月の大規模津波防災総合訓練では、南海トラフ地震の発生を想定し、国や関係市町、防災関係機関、地域住民と連携した実動訓練を、四日市市および鳥羽市で実施しました。発生が懸念される南海トラフ地震等に備え、県・市町・防災関係機関が連携し、体制の強化を図るとともに、行政職員の災害対応力を高めていく必要があります。
- ②平成 30 年 7 月豪雨では、支援要請があった広島県熊野町に対し、県内市町の協力を得て、県・市町職員あわせて 144 名を派遣しました。この支援を通じて、受援に関する新たな教訓が得られたことから、「三重県広域受援計画」を修正しました。また、県と市町が連携した受援体制の構築に向けて、市町の受援体制整備の促進を図るため、自治体応援職員、支援物資、ボランティアの 3 分野を中心に検討を重ね、平成 31 年 3 月、「三重県市町受援計画策定手引書」を作成しました。今後、手引書を活用して、市町の受援計画の作成を支援していく必要があります。

③本県に接近・上陸する台風にあわせて、台風接近前にタイムラインを発動し、各行動項目に即して、抜け・漏れ・落ちのない対策を講じました。また、平成30年度の台風では、県内で多くの停電が発生したため、停電に備えた対応をタイムラインの行動項目に加えるなど改善を図りました。さらに、県と市町が連携して災害対策を行うため、関係機関の参画のもと、市町タイムライン基本モデルを作成しました。

市町が設置する避難所への避難者は、平成29年度と比べて増加したものの、一方で、避難率は依然低い状況にあることから、避難を必要とする人が適切に避難行動をとれるよう、市町タイムラインの策定促進とあわせて、啓発や体制整備など対策を総合的に進める必要があります。

④台風災害に備え、県災害対策本部及び地方災害対策部から過去最多となる延べ75名の職員を県内23市町に派遣し、市町災害対策本部での業務支援、迅速な情報収集のほか、気象台の協力を得て、的確な情報提供に努めました。また、多くの職員が市町での災害対応を経験した結果、今後の災害活動に生かしていくことが可能となりました。

今後は、県職員の災害対応力をさらに高め、市町や地域が必要とする支援を進める必要があります。

⑤物資の備蓄について、「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、平成29年度に整備したセーフティネットとしての食料や飲料水、生活必需品の現物備蓄を適切に管理するとともに、県と市町で公的備蓄・調達目標に対する充足状況を把握、共有しました。今後とも、発災初期に必要な備蓄の確保や食品アレルギーや乳幼児液体ミルクなどへの対応について市町に働きかけていく必要があります。

⑥広域防災拠点について、消防設備やフォークリフトの点検など、拠点の維持管理を進めました。引き続き、各拠点の適切な維持管理に努めていく必要があります。

⑦広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、桑名地域2市2町が締結した「浸水時における広域避難に関する協定」を実効性あるものにするため、2市2町と県が避難手段や避難ルートなどの検討を進めました。今後、さらに具体的な対応ができるよう、広域避難に係る検討を進める必要があります。

⑧気象庁から「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合、県では、県民への広報を行うとともに、市町および防災関係機関との連絡体制を取り、災害等に備えることとしています。国は、平成31年3月、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を示し、関係自治体での具体的な防災対応の検討を求めており、今後、市町や近隣県等と情報共有を図りながら、地域防災計画の修正等に対応していく必要があります。

⑨大規模災害による支援金の支給のため、都道府県が相互扶助の観点から拠出している被災者生活再建支援基金の全国での合計残高が減少しています。被災者生活再建支援法適用時における被災者生活再建支援金の円滑な支給に向けて、全国の都道府県で拠出する必要があります。

⑩有事への対応を迅速かつ的確に行うため、国民保護に関する国の基本指針の変更等に基づき、平成30年4月に「三重県国民保護計画」を変更しました。また、この計画に基づき、平成31年1月に国、桑名市、関係機関と連携した図上訓練を実施しました。引き続き、訓練を通じて明らかになった課題への対応や、県民への情報提供を行う必要があります。

⑪災害対応力の充実・強化を図るため、他県警察との合同災害警備訓練や警察本部と各警察署が連携した図上訓練などを実施しました。引き続き、各種訓練を実施する必要があります。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①防災通信ネットワークについて、常に通信が可能となるよう適正な維持管理を行うとともに、機器の老朽化等による故障の増加に対応するため、設備の再整備に向けた検討・設計を行いました。引き続き、現有設備の適正な維持管理を行うとともに、設計に基づく設備の更新工事を行っていく必要があります。
- ②防災情報プラットフォームについて、気象情報や災害情報等をホームページやメール配信等により提供するとともに、防災情報システムを活用した災害対策本部の運営を行いました。また、平成30年6月からはツイッターに加えてLINEによる情報提供を開始し、台風接近時には、気象台とも連携しながらSNS（ツイッター、LINE）でのわかりやすい表現での情報発信に努めた結果、県民による情報の拡散も生まれ、県民への情報提供が進みました。
- また、県が発信する防災情報をスマートフォンで見やすく改良したほか、国管理河川の水位情報の提供や災害時の応援・支援の状況が把握できる機能の追加を行いました。引き続き、それぞれの情報発信ツールの特色を生かし、内容の充実や機能の改善を図るほか、よりわかりやすい情報提供に努め、多くの方に情報が届くよう、普及啓発を図る必要があります。
- ③震度情報システムについて、県内の震度情報を収集し災害対応に活用するとともに、震度情報を収集し処理するためのサーバー類の更新を行いました。引き続き、震度情報の収集および活用を行うとともに、震度計の更新を行う必要があります。

【災害医療体制の整備】

- ①災害時においても必要な医療が提供できるよう、BCPの考え方に基づく災害医療マニュアルの策定を促進するためのBCP策定研修会を開催しました。また、災害医療に精通した人材の育成を進めため、災害医療コーディネーター等を養成する研修の充実を図る必要があります。さらに、災害時の医薬品等の供給を迅速かつ円滑に行うため、災害薬事コーディネーターを52名委嘱しました。

【安全な建築物の確保】

- ①耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）1棟の耐震改修が完了しましたが、残り1棟の工事着手が遅れています。また、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物（避難路沿道建築物）については、16棟の耐震診断が完了しました。引き続き、個々の所有者の状況に応じた働きかけや相談対応を行うとともに、耐震診断や耐震改修等の支援を行い、早期の耐震化に向けた取組を行う必要があります。
- ②木造住宅の耐震化については、無料耐震診断や設計、補強工事、空き家除却への補助事業を実施するとともに、耐震化促進のため、市町や関係団体と連携し、旧耐震基準の住宅所有者への戸別訪問を実施しました。無料耐震診断を受けた住宅所有者には、設計、補強工事へと進んでもらうための取組をさらに充実させる必要があります。また、今後も訪問戸数を増やすなど普及啓発を強化し耐震補強を促すとともに近年、要望戸数が増加している空き家除却を支援する等、耐震化促進の取組を継続する必要があります。

【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、13校24棟の対策工事と10校22棟の対策工事に係る設計を実施しました。すべての屋内運動場等の対策完了に向け着実に取組を進める必要があります。また、県立学校のブロック塀等の対策については、撤去と必要な代替措置を完了しました。さらに、県立学校の校舎は老朽化が進んでおり、設備面でも子どもたちの住環境とのギャップが大きくなっています。今後は、施設の老朽化への対応とともに、トイレの洋式化など設備面の機能の向上も図り、子どもたちが安心して学べる学習環境を整える必要があります。
- ②公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、2市2棟の対策が完了しました。引き続き、天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材*の耐震対策に取り組んでいく必要があります。
- ③私立学校では、高等学校1校1棟の耐震補強工事を実施しました。校舎等の耐震化および屋内運動場等の天井等落下防止対策が必要な私立学校を設置する学校法人に対し、引き続き、耐震対策を促す必要があります。

【緊急輸送道路の機能確保】

- ①大規模災害発生後の救助活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の橋梁点検を実施するとともに、点検結果に基づく修繕計画を策定し、計画的な修繕に取り組みました。また、緊急輸送道路の橋梁耐震化や架替えを進めました。引き続き、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の修繕や整備を進める必要があります。

【消防救急体制の充実・強化】

- ①消防団の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、「みえ消防団応援の店」制度の充実に取り組むとともに、入団促進キャンペーンを実施しました。引き続き、消防団員の入団促進、消防団の活性化に向けた取組を進める必要があります。また、消防の広域化および連携・協力の推進については、平成30年4月に国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」等が改正されたことを受けて、現行の「三重県消防広域化推進計画(改訂版)」を改訂し、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、各地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等の保安について、自主保安の徹底を図るため、取扱事業者等に対して保安検査、立入検査等を実施しました。引き続き、適正な保安管理等の徹底を図る必要があります。また、コンビナートの防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の保安を推進する研修を実施しました。引き続き、コンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。

・県民指標について、平成 29 年度実績値に比べて上昇したものの、平成 27 年度を下回りました。これは、大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震、平成 30 年 7 月豪雨のほか、本県に何度も台風が接近したことにより、大規模な地震や台風等の風水害が生活に深刻な被害をもたらすことが改めて強く認識され、「公助」によるさらなる防災対策が求められていることが要因の一つであると考えられます。

このため、伊勢湾台風 60 周年、昭和東南海地震 75 周年の節目にあわせて、他府県の緊急消防援助隊との合同訓練や、市町や関係機関と連携した大規模な風水害に関する訓練等を実施し、災害対策活動の充実強化を図ります。また、広域受援計画およびタイムラインの市町への水平展開を図るとともに、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の地域防災計画への反映等を実施しながら、こうした取組をより積極的に県民に情報提供する必要があります。

さらに、災害時における緊急輸送道路の機能確保を図るため、引き続き、当該道路に指定されている県管理道路の計画的な修繕や整備を進める必要があります。

令和元年度の取組方向

【防災対策部 副部長 野呂 幸利 電話：059-224-2181】

【防災・減災対策の推進】

- ①「三重県防災・減災対策行動計画」について、市町にかかる重点項目等の推進状況の把握や支援を行う際の参考とするための「市町防災カルテ」を活用し、県、市町、県民などさまざまな主体による防災・減災活動の推進に取り組みます。
- ②「三重県業務継続計画（三重県 B C P）」について、引き続き検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、未策定の市町に対して業務継続計画の策定を支援します。
- ③南海トラフ地震による津波の早期検知に向けて、「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」を県南部地域で運用します。また、伊勢湾岸地域への導入について、関係市町と調整しながら進めます。
- ④これまでの補助金の検証結果や市町のニーズ、「三重県防災・減災対策行動計画」の行動項目をはじめ、平成 30 年 7 月豪雨や北海道胆振東部地震など近年の大規模災害での課題などをふまえ、地域減災力強化推進補助金を活用した避難行動につながる「共助」の取組や南海トラフ地震対策等の充実・強化のための取組を促進します。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金については、対象となる市町の防災・減災に向けた主体的な取組を促進します。

【災害対策活動体制の充実・強化】

- ①災害対策活動体制について、伊勢湾台風 60 周年および昭和東南海地震 75 周年の節目にあわせ、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練をはじめ、県・市町・防災関係機関等が連携したさまざまな訓練等を通して、充実・強化を図ります。また、災害対応力を備えた職員を継続的に育成していくため、「三重県職員防災人材育成指針（仮称）」の策定に取り組みます。
- ②大規模災害時における避難所までの物資輸送、他県等から市町への応援職員やボランティアの受け入れを円滑に進めるため、市町において、「三重県広域受援計画」をふまえた受援計画策定の動きが水平展開されるよう、引き続き支援を進めます。
- ③三重県版タイムラインを運用し、台風接近時の適切な災害対策活動を行うとともに、住民の適切な避難行動につなげるため、市町におけるタイムライン策定の動きが水平展開されるよう、引き続き支援を進めます。
- ④物資の備蓄について、現物備蓄の適切な管理を行うとともに、発災初期に必要な備蓄の確保のほか、食品アレルギーや乳幼児用液体ミルクなどへの対応について市町に働きかけていきます。また、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄の確保に向けて協定締結先の拡大などを進めます。

- ⑤広域防災拠点について、必要な点検のほか、適切な維持管理を行います。
- ⑥海拔ゼロメートル地帯において、引き続き、桑員地域2市2町と連携し、広域避難に係る訓練と検証を進めます。
- ⑦南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応に関し、公表された国のガイドラインをふまえ、県地域防災計画へ反映するとともに、各地域の現状に即した具体的な対応について検討し、事前避難が必要となる地域の設定及び避難者数の算定や避難所候補リストの作成、住民避難の周知方法等、市町の地域防災計画等への反映を促進します。
- ⑧都道府県が相互扶助の観点から拠出している被災者生活再建支援基金について、基金の残高減少に伴い、三重県負担分を追加拠出し、被災者生活再建支援法適用時における被災者生活再建支援金の円滑な支給に寄与します。
- ⑨有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、県国民保護計画の所要の見直しや市町を対象とする国民保護訓練に関する研修会を実施します。また、ホームページ等により県民へのわかりやすい情報提供を行います。
- ⑩県警察では、大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するため、引き続き、実戦的な訓練を実施します。

【迅速な対応に向けた防災情報の共有化】

- ①地震、台風などの非常災害時にも必要な通信を確保するため、防災通信ネットワークについて、設備の適正な維持管理を行うとともに、地上系防災行政無線設備、有線系通信設備等の更新工事に着手します。
- ②市町や関係機関から災害等に関する各種情報を集約し、県や市町等の災害対策活動を支援するとともに、県民にわかりやすい防災情報を提供することを目的として、防災情報プラットフォームの運営管理のほか、内容充実、機能改善に向けて、必要なシステム改修を行います。
- ③震度情報の収集により、関係機関が地震対策の分析や地震発生時に迅速な災害対応等が行えるよう、震度情報システムの適正な維持管理と震度計の更新工事を行います。

【災害医療体制の整備】

- ①災害時においても全ての病院で電力や水等が確保され、必要な医療が提供できるよう、施設・設備整備への支援を行うとともにBCP策定の促進と定着化を図るための指針を作成します。また、災害医療を支える人材育成を進めるため、災害医療コーディネーター制度を見直すとともに、DMA-Tの訓練への参加促進や、災害看護研修を実施します。さらに、災害薬事コーディネーターの養成、委嘱を行うなど、災害時の円滑な医薬品等の供給体制の充実を図ります。加えて、「三重県版DHEAT*」のチーム編成や県外からのDHEATの受援体制等を整備するとともに、研修の実施等により人材育成を進めます。

【安全な建築物の確保】

- ①避難所となる大規模建築物等については、残り1棟の耐震改修工事が早期に完了するよう支援を行います。また、避難路沿道建築物については、引き続き市町と連携し、耐震診断や耐震改修等の支援を行うほか、建築関係団体の協力を得て、一層の働きかけを行います。
- ②木造住宅の耐震化を促進するため、市町に対し、戸別訪問戸数を増やす取組や家主に面談しやすい夜間休日の訪問実施の働きかけを継続することにより、普及啓発の効果を高める取組を支援します。また、引き続き、無料耐震診断や設計、補強工事、空き家除却に対する補助事業を実施します。

【教育施設の防災対策】

- ①県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、令和元年度に全棟の対策工事が完了するよう、計画的に取組を進めます。また、命に関わるような猛暑に備えるため、県立学校普通教室で空調未整備の高等学校にレンタルによる臨時対応を講じるとともに、翌年度から全ての普通教室で空調が稼働するよう取り組みます。さらに、老朽化対策を計画的に進めるため、県立学校施設の長寿命化計画を策定します。策定に際しては、校舎の老朽化への対応とあわせて、トイレの洋式化など設備面の機能の向上も含めた計画とします。
- ②公立小中学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、引き続き、市町等学校設置者に国の財政支援制度などの情報提供を積極的に行うとともに、国に対して、十分な財源確保と制度の拡充を要望していきます。
- ③私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、学校法人に対し耐震対策を促すとともに、耐震対策に取り組む学校法人への支援を行います。

【緊急輸送道路の機能確保】

- ①緊急輸送道路に指定されている県管理道路の計画的な修繕や整備を進め、非常事態に対応した輸送機能の確保を図ります。また、国の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に的確に対応し、橋梁耐震対策について更なる整備推進を図ります。

【消防救急体制の充実・強化】

- ①地域防災力の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、「みえ消防団応援の店」制度の充実や消防団員の入団促進・消防団の活性化に向けた取組を実施するとともに、消防の広域化および連携・協力の推進については、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」に基づき、関係市町の意向をふまえながら各地域の実情に応じた取組を進めます。

【高圧ガス等の保安の確保】

- ①高圧ガス等の保安について、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修を行います。また、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、コンビナート事業者の防災対策を促進します。

* 「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。

2 「三重県防災・減災対策行動計画」実績レポートについて

1 「三重県防災・減災対策行動計画」実績レポート〈令和元年版〉について

「三重県防災・減災対策行動計画」(以下、「行動計画」という。)は、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画として、平成30年3月に策定しました。

行動計画は、「三重県防災対策推進条例」(平成21年三重県条例第8号)に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画です。この実績レポートは、計画初年度となる平成30年度の取組状況をまとめたものです。

(参考：三重県防災対策推進条例第10条第2項)

県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

2 施策体系

「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、その部・章・節の構成を取り入れる形で【施策の柱】、【施策項目】、【施策小項目】からなる体系を定め、「施策体系」に基づく具体的な行動を179項目の「行動項目」として掲げています。

【施策の柱】は、講じるべき対策を大きく時間軸の観点から区分し、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策および発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を「施策の柱」として設定しています。「三重県地域防災計画」に掲げる対策を推進するため、【施策項目】は「三重県地域防災計画」を構成する各章、【施策小項目】は同計画の各節の内容と一致するよう設定しています。

3 計画期間

5年間（平成30年度～令和4年度）

4 進行管理

行動計画の実効性を確認するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図っています。全体の進行管理については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表することとしています。

なお、令和元年度は、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたることから、その検証状況を参考とし、また、令和元年度が中間目標年度である行動計画の実績も確認したうえで、必要な見直しを図ります。

5 取組成果について

施策項目1 自助・共助を育む対策

- ・住宅耐震化にかかる戸別訪問の実施件数や耐震改修の県補助金交付件数は増加しており、さらなる耐震化促進のため、耐震関係補助制度等の認知度を高める必要があります。
- ・「みえ防災・減災アーカイブ」では、昭和東南海地震2件をはじめ、9件を新たにデータベースに登録し、公開しました。
- ・「みえ防災人材バンク」登録者を対象に、地域で実践活動を行うための研修を実施するとともに、これらの人材と地域活動のマッチングを行うことで、人材の活用を図りました。
- ・学校防災リーダー等教職員を対象に、講義形式による研修を県内4会場で、みえ防災・減災センターと連携した体験型防災学習の実践研修を県内5会場で実施しました。

施策項目2 安全な避難空間の確保のための対策

- ・津波避難に関する三重県モデルに基づく「Myまっふラン」や津波避難にかかる地区防災計画作成などの住民主体の防災対策について、県防災技術指導員や「みえ防災人材バンク」の登録者の参画を得ることで、県内各地での取組が進みました。
- ・避難行動要支援者にかかる福祉避難所の取組については、福祉避難所の確保や災害時福祉支援リーダーの養成、福祉避難所運営マニュアル作成などの支援を行いました。
- ・観光事業者及び観光関係団体等を主な対象に、専門家等による講演、ハザードマップの確認や外国人旅行者向けの情報提供方法についての講義やワークショップを行いました。

施策項目3 災害に強いまちづくりを推進するための対策

- ・県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、13校24棟の対策工事と10校22棟の対策工事に係る設計を実施しました。
- ・避難に関する情報提供については、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な、県管理の水位周知河川である全38河川の浸水想定区域図の作成が完了しました。さらに過去に越水被害が発生する等、重要度が高い河川を対象に危機管理型水位計を120箇所設置しました。
- ・土砂災害対策の推進については、土砂災害防止施設の整備を進めた結果、整備着手箇所数（累計）は916箇所となりました。また、土砂災害警戒区域等の指定率は77%に達しました。

施策項目4 緊急輸送の確保

- ・高規格幹線道路の整備促進が進みました。
(新名神高速道路の新四日市JCT～亀山西JCT間、東海環状自動車道の大安IC～東員IC間が開通)
- ・緊急輸送道路上の点検対象橋梁 1,268 橋のうち、224 橋の点検を実施しました。

施策項目5 防災体制の整備・強化

- ・県南部地域へD O N E T システム導入の準備を進めました。
- ・災害時においても必要な医療が提供できるよう、業務継続計画（B C P）の考え方に基づく災害医療マニュアルの策定を促進するための業務継続計画（B C P）策定研修会を開催しました。
- ・ボランティアや支援物資にかかる市町受援体制の整備促進については、「三重県市町受援計画策定手引書」を作成し、各市町に配布しました。

施策項目6 特定自然災害への備え

- ・平成 30 年 6 月からはT w i t t e r （ツイッター）に加えてL I N E （ライン）による情報提供を開始し、台風接近時には、気象台とも連携しながら S N S を活用したわかりやすい表現での情報発信に努めた結果、リツイートなど県民による情報の拡散も生じ、多くの県民への情報提供が進みました。
- ・災害対策本部で使用する防災情報プラットフォームで災害時の応援・受援の状況が把握できる機能を追加しました。

施策項目7 災害対策本部機能の確保

- ・災害対策本部における災害対応力を一層強化していくために、地方災害対策部が使用する地方部タイムラインの試行運用を行いました。
- ・防災訓練について、平成 30 年度は実動訓練を 2 回、図上訓練を 12 回実施しました。実動訓練としては、5 月に三重県広域防災拠点（北勢拠点）で「三重県受援体制整備に向けた活動実験」、11 月に四日市港霞ふ頭及び鳥羽市答志島で「大規模津波防災総合訓練（三重県総合防災訓練）」を実施しました。

施策項目8 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- ・災害発生時に被災者救助や物資輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、緊急輸送道路等の確保を目的に航路や道路の啓開訓練を行いました。
- ・洪水時の河川氾濫による被害を最小限にするため、関係機関が適時的確な行動をとることができるよう、水位周知河川を対象に「水害対応タイムライン」を 38 河川中 22 河川で作成しました。

施策項目 9 救助・救急及び医療・救護活動

- ・災害医療に精通した人材の育成を進めるため、地域別の災害医療コーディネーター研修や災害看護研修を実施しました。
- ・地域における災害医療ネットワークの連携を強化するため、地域の災害医療体制の整備について検討・協議を行うとともに、訓練・研修を実施しました。

施策項目 10 避難及び被災者支援等の活動

- ・桑員 2 市 2 町において、広域避難実施要領『風水害編』を改定し、一時滞在施設の周辺駐車場の確保、周辺駐車場から一時滞在施設への輸送手段の確保に関する内容を盛り込みました。
- ・観光客が災害発生時に適切な行動をとることができるように、避難経路を確認しながら避難訓練を実施しました。
- ・学校防災技術指導員の派遣や、「みえ防災人材バンク」の活用等により、保護者・地域住民等と合同での体験型防災学習や避難訓練など、学校が家庭や地域と連携して実施する防災の取組を支援しました。

施策項目 11 救援物資等の供給

- ・県内市町水道事業者の応急給水活動の連絡体制強化のため、応援要請等の情報伝達訓練を東紀州地域の 2 市 3 町で実施しました。

施策項目 12 特定自然災害対策

- ・防災情報プラットフォームの運用では、レアラート全国合同訓練や図上訓練において、施設管理状況の集約や、応援・受援の状況把握などの機能を活用した訓練を実施しました。
- ・災害対策本部設置時に、災害対策本部の設置・廃止、避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令・解除及び被害集計をレアラートに発信することにより、県民に避難に関する情報等の提供を行いました。

施策項目 13 復旧に向けた対策

- ・災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるため、県と応援協定を締結している市町、民間事業者団体等と図上訓練を行いました。
- ・被災建築物応急危険度判定士養成講習会を開催し、新たに 144 名を養成し登録しました。

施策項目 14 復旧・復興対策

- ・災害時に被災者生活再建支援法への対応や住家被害認定調査が円滑に行われるよう、市町向けの研修を行いました。
- ・平成 30 年 7 月豪雨で被災した広島県では、災害対策本部を廃止すると

同時に復旧・復興本部を立ち上げ、復興に取り組んでいることから、本県の災害対策に反映すべく、復興に向けた対策や取組等について調査を実施しました。

6 総まとめ

三重県版タイムラインによる災害対応や、三重県広域受援計画とその訓練の実施により、受援体制づくりなどのソフト対策や、土砂災害対策防止施設の整備などのハード対策が進みました。

一方で、人材育成については地域での活動、自主防災組織については消防団との連携において、その取組の促進を図る必要があります。

3 三重県防災対策推進条例の改正について（基本的な考え方）

1 現行条例の概要

県内のさまざまな主体が防災対策を行う上で共有すべき理念を定めるとともに、各主体の役割を明確にし、相互の緊密な連携のもと、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、災害に強い地域社会を実現することを目的としています。

【現行条例の構成】

前文	自助、共助、公助の理念のもと、防災対策を推進する三重の決意
総則 第1条～第11条	目的や基本理念など条例全体に共通する事項を規定 「みえ風水害対策の日」「みえ地震対策の日」についても規定
災害予防対策 第12条～第50条	災害の発生または拡大を災害が起こる前に防ぐための対策を規定
災害応急対策 第51条～第71条	災害が発生したとき、または災害が発生するおそれがある場合に、被害の発生または拡大を防ぐための対策を規定
災害復旧復興対策 第72条～第75条	災害が起きたあとに、施設や地域社会を再生し、より災害に強いものにするための対策を規定
雑則 第76条～第77条	県民の意見を聴くなどを規定

2 条例改正の背景

本条例の制定（平成21年3月）から10年が経過する中で、東日本大震災、紀伊半島大水害を始め、熊本地震、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨等、大規模な災害が発生しました。

- (1) このような大規模災害が起きる度に県民の危機意識は向上しているものの、災害時における避難行動、特に高齢者の避難行動には必ずしも結び付いていない現状があります。
- (2) 適切な避難行動につなげるためには、「共助」の役割が大きいといわれており、自らの命は自らが守る「自助」の取組と合わせて、さらに促進を図る必要があります。
- (3) 国では、国民が確実に命を守る避難体制の促進や南海トラフ地震などの対応を深化させています。
- (4) 近年の災害の教訓を踏まえ、「三重県復興指針」、「三重県広域受援計画」、「三重県版タイムライン」等を策定したところであり、こうした観点を新たに条例に盛り込む必要があります。
- (5) 多様な避難行動要支援者への配慮、災害からの早期復旧・復興など、これまで以上に「多様性」や「持続可能性」などを大切にした防災対策を進めていく必要があります。
- (6) AIやIoT等の革新的な技術が進む中、様々な情報を把握し、的確かつ迅速に災害対応を実践できる防災人材が必要となっています。

このような中、令和元年は、伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目の年であり、この機会を捉え、当条例を見直し、県民の皆さんのが「防災の日常化」の定着を図るとともに、防災対策に取り組む機運の醸成につなげます。

3 改正の基本的な考え方

「三重県防災対策推進条例」は、「自助」、「共助」及び「公助」の理念の下、地震・風水害等の災害に対応できる地域社会の実現を図るため、県民、自主防災組織、事業者、市町、防災関係機関及び防災ボランティア等の団体とともに力を合わせて、防災対策を推進するために制定し、全国でも最多の条文数で構成されています。

今改正では、「防災の日常化」や、近年の災害の教訓を踏まえた「避難行動」「受援」「事前復興」などの制定後10年間の新たな考え方や防災対策について、各主体の責務や役割の整理を行います。

さらに、「令和」という新しい時代にめざす社会、「三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会」の実現に向けて、将来を見据えた改正を行うため、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(仮称)の取組等とも整合を図り、わかりやすく実効性のある条例になるようにします。

【主な条例改正内容案】

(1) 基本理念の修正

(現行条例：「自助、共助、公助が基本」、「各主体の相互連携が必要」)

- ・防災対策を生活、仕事等の中に日常的に定着させていく「防災の日常化」の追加

(2) 近年の災害の教訓を踏まえた修正

- ・要配慮者の視点に基づく防災対策の推進（多様性）
- ・受援の考え方の反映
- ・人材育成の位置づけ（職員の防災対応能力の向上）
- ・「自助」「共助」の取組の深化（防災対策の更なる深化）
- ・消防団の充実・強化

(3) 将来への対応

- ・ICT技術の進展に伴う新しい社会（Society5.0）への対応
- ・事前復興の考え方の反映（SDGsの一環）

4 今後の主なスケジュール

10月	県議会防災県土企業常任委員会	条例改正の検討状況報告
11月	防災・減災対策検討会議	条例改正案検討【有識者会議】
12月	県議会防災県土企業常任委員会	条例改正案説明
令和2年		
1月	パブリックコメント	
2月	防災・減災対策検討会議 県議会への三重県防災対策推進条例改正議案の提出	条例改正案検討【有識者会議】
3月	県議会防災県土企業常任委員会	条例改正案説明

4 南海トラフ地震臨時情報への対応について

1 概要

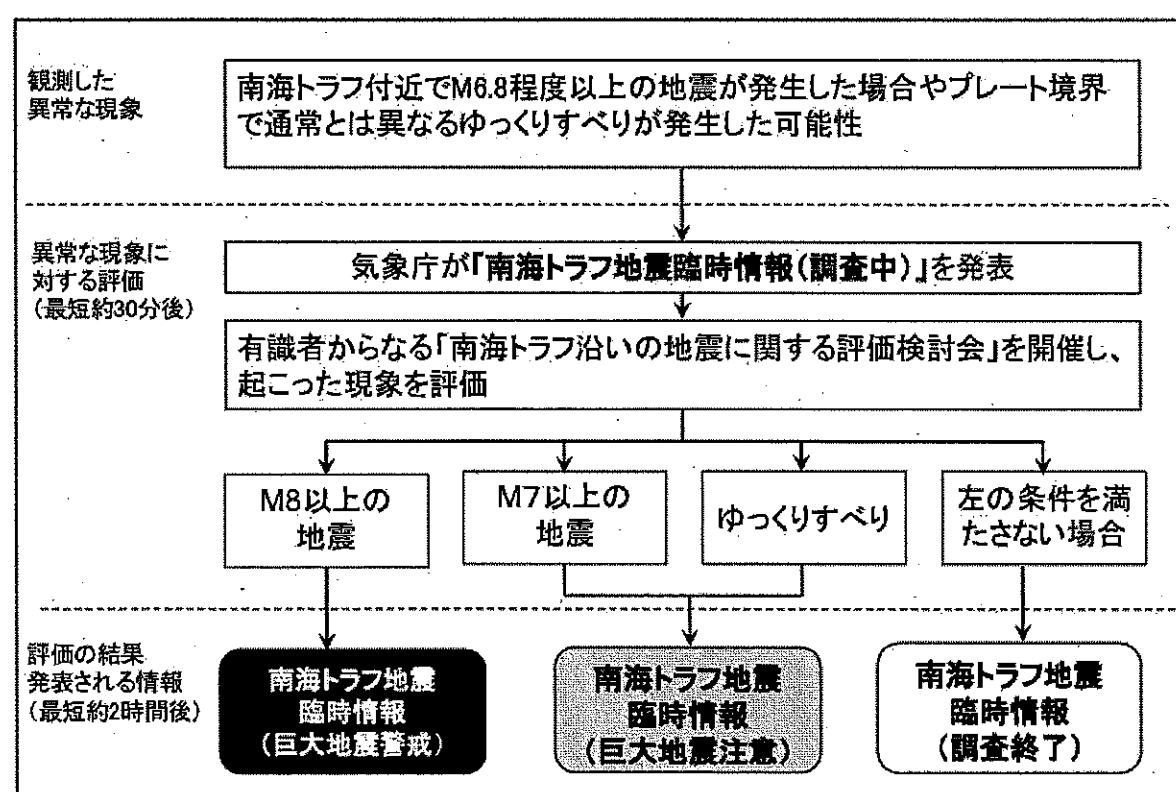
国の「南海トラフ地震推進基本計画」（以下、「基本計画」という）が令和元年5月31日に修正され、これを受け、気象庁では南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）の運用が開始されました。

基本計画では、県、市町が作成している南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画に対して、臨時情報が発表された場合の新たな災害応急対応や住民の避難行動を促進する対策を盛り込むことが示され、県、市町においては、これに応じて、各種対策を講じる必要があります。

2 南海トラフ地震臨時情報の運用について

臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード（以下、「M」という。）6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が臨時情報（調査中）を発表します。国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下、「評価検討会」という。）の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。（下図参照）

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



3 臨時情報が発表された場合の各主体の対応について

(1) 県の対応

県内では、全市町が南海トラフ地震の防災対応を推進する必要のある地域に指定されており、そのうち、事前避難が必要となる地域は、海岸沿いの市町に存在することになると考えられます。

県では、臨時情報（調査中）が発表された場合や県内で大きな災害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、人命救助等に向けて対策を講じることになりますが、被災地から離れており、県内で大きな災害が発生していなかった場合でも、後発地震発生の可能性を見越して、「南海トラフ地震準備体制」を取り、関係機関との情報共有、初動対応や緊急部長会議の開催、県民への呼びかけのほか、状況に応じて他自治体への支援等を実施します。

また、国の評価検討会の結果に伴い発表される臨時情報の種別により、それにあわせた対策を講じることとします。

(2) 市町の対応

市町においても、市町内で災害が発生した場合の対応はもとより、災害が発生していなかった場合でも、臨時情報の種別により、県と同様に、状況に応じた災害対応を行う必要があります。

(3) 住民等の対応

気象庁から臨時情報（調査中）が発表された場合で、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある県内では、次の臨時情報が発表された際、最初の地震から1週間、臨時情報の種別に応じて、住民等は次のような対応が必要です。

①巨大地震注意（ゆっくりすべり）の場合

日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を行います。

②巨大地震注意（M7以上M8未満の地震）

①の対応に加えて、必要に応じて自主的に避難をします。

③巨大地震警戒（M8以上の地震）

①、②の対応に加えて、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難します。

また、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難するほか、地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難を行います。

4 臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて必要となる各主体の対応について

(1) 市町の対応

臨時情報（巨大地震警戒）が発表されると、国は市町等に対し、1週間とするべき対応について指示を行います。後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市町があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）では、住民の避難に備えて、市

町は事前に以下の対策等を講じておく必要があります。

- ①避難対象者及び事前避難対象地域の設定
- ②避難所の受け入れ人数の把握
- ③避難所候補リストの作成、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応
- ④避難所への移動方法の検討、避難経路の検討
- ⑤避難所の運営体制や運営する際の役割の検討
- ⑥上記内容について、南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画へ反映

(注) 事前避難対象地域のない市町においても、後発の地震に備え、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取る必要があり、状況に合わせて対策を講じ、南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画に反映する必要があります。

(2) 企業等の対応

事前避難対象地域内の企業等では、臨時情報(巨大地震警戒)の発表に備えて、個々の状況に応じて、事前に次の対応が必要と考えます。

- ①防災対応検討の前提となる諸条件の確認
 - ・市町が指定する事前避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、企業活動への影響を想定
- ②地震への備えの再確認等
 - ・安否確認手段の確認・周知
- ③施設及び設備等の点検
 - ・地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に稼働しないといけない設備等の点検
- ④従業員等の安全確保
 - ・事前避難対象地域内に位置する企業等における明らかに生命に危険が及ぶ活動等についての危険回避措置
- ⑤個々の状況に応じて実施すべき措置
 - ・輸送ルート変更等の地震に備えて普段以上に警戒する措置
 - ・避難先への必要な物資の提供等の地域貢献活動
- ⑥企業等の防災に関する計画等への反映

(3) 病院・福祉施設、学校、幼稚園等の対応

事前避難対象地域内の病院や福祉施設等では、個々の状況に応じて、患者等の安全のため、病院等外での生活が可能な入院患者等の引き渡しや、入院患者の転院等の準備について検討が必要と考えられます。また、事前避難対象地域内の学校等では、個々の状況に応じ、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応の検討が必要と考えられます。

5 今後の県の対応について

(1) 市町への支援

本年4月に県内9か所で市町を対象とした説明会を開催するとともに、5月には県内全市町を対象として、「防災施策に関する研究会」を開催し、情報共有、情報交換を図りました。

今後も定期的に研究会を開催し、市町における課題の可視化やニーズの共有化を図りながら、市町における計画策定等の支援を進めるほか、事前避難対象地域以外においても、地震の発生に備えて、土砂災害に対する自主避難、関係機関との連携などが必要となるため、研究会等で対策を検討していきます。

(2) 県地域防災計画の修正

市町の取組等をふまえ、臨時情報が出された際に速やかに対応できるよう、本県の地域防災計画の修正、それにあわせた訓練の実施等の防災対応に取り組むこととしています。

(3) 住民等への周知・啓発

南海トラフ地震臨時情報に関する概要を「広報みえ」7月号に、「南海トラフ地震に関する重要なお知らせ」として掲載するほか、ホームページ等での情報提供に努めます。また、市町と連携して、事前避難対象地域や避難所等が定まった段階で、県広報誌やホームページ等でさらに詳細な情報提供を行います。

さらに、今年開催の、伊勢湾台風60周年や昭和東南海地震75周年の関連イベント等の機会をとらえて、関係機関と連携して普及啓発に努めていきます。

このほか、市町に対しても、広報誌等での住民への普及啓発をはじめ、住民参加のワークショップの開催や訓練を通じた備蓄の促進や避難の重要性についての周知を働きかけます。

地震への備えに関しては、住民ばかりでなく、企業や医療・福祉施設、学校などへの周知も重要であることから、今後、関係団体等の協力を得て、各主体が防災対応力を高めていただけるよう普及啓発を進めています。

5 審議会等の審議状況について

(平成 31 年 2 月 14 日～令和元年 6 月 2 日)

1 三重県防災会議

1 審議会等の名称	三重県防災会議
2 開催年月日	平成 31 年 3 月 12 日
3 委 員	会長 三重県知事 鈴木 英敬 委員 警察庁中部管区警察局長 和田 昭夫、外 59 名
4 諮問事項	1 三重県地域防災計画（地震・津波対策編） 平成 31 年 3 月修正案について 2 三重県地域防災計画（風水害等対策編） 平成 31 年 3 月修正案について 3 三重県水防計画 平成 31 年度変更案について
5 調査審議結果	上記 3 件の諮問について了承

2 三重県石油コンビナート等防災本部員会議

1 審議会等の名称	三重県石油コンビナート等防災本部員会議
2 開催年月日	平成 31 年 3 月 12 日
3 委 員	本部長 三重県知事 鈴木 英敬 本部員 警察庁中部管区警察局長 和田 昭夫、外 24 名
4 諮問事項	1 三重県石油コンビナート等防災計画の修正について
5 調査審議結果	上記 1 件の諮問について了承